

涌谷町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項、第10項及び涌谷町監査基準第17条の規定により、
別紙のとおり公表する。

令和8年3月2日

涌谷町監査委員 城 口 貴志生

同 佐々木 みさ子

定期監査、行政監査及び財政支援団体監査結果報告書

1 監査の基準

本監査は、涌谷町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条の規定による定期監査、行政監査及び財政援助団体監査

3 監査の対象及び対象課

令和6年度に支出された町補助金のうち、監査委員が選定した次の補助金

- ・協力隊活動費補助金（所管課 企画財政課）
- ・涌谷町観光物産協会補助金（所管課 産業振興課、関係団体 涌谷町観光物産協会）
- ・涌谷町防犯協会補助金（所管課 総務課）

4 監査の範囲

令和6年度に支出された監査対象の所管課で保存している関係書類及び涌谷町観光物産協会、涌谷町防犯協会で保存している関係書類等

5 監査の着眼点

○関係所管課

- (1) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は要綱等に明記されているか。
- (2) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (3) 補助金の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (4) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

○関係団体

- (1) 事業計画書、予算書及び決算書等と主管課に提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 精算報告は適正に行われているか。

6 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

- ・協力隊活動費補助金及び涌谷町観光物産協会補助金
令和7年10月20日から令和7年11月25日まで
- ・涌谷町防犯協会

令和8年1月9日から1月30日まで

関係者からの聴取りについては、調整の上適宜実施した。

(2) 監査の場所

監査委員室

(3) 監査委員

涌谷町監査委員（代表監査委員） 城 口 貴志生

同 佐々木 みさ子

(4) 監査の方法

監査の対象となった補助金に係る団体の事務局が設置されている企画財政課、産業振興課及び総務課に係る書類の提出を求め、調査及び職員ヒアリングを実施した。

7 監査の結果

(1) 涌谷町地域おこし協力隊活動費補助金（企画財政課）

ア 涌谷町地域おこし協力隊事業については、設置要綱及び活動費補助金等交付要綱が制定されており、涌谷町補助金等の交付に関する規則に定めるもののほか、概ねこれらの要綱等により実施されている。

イ 活動費補助金等交付要綱は、記載事項で不足している箇所等があることから、内容の修正及び追加が必要な状態である。

ウ 補助金の実績報告には、活動状況報告書があり、それぞれ任意の様式で表現されているが、わかりにくい報告もある。活動状況報告書自体がない報告（1件）もある。

(2) 涌谷町観光物産協会補助金（産業振興課）

ア 涌谷町観光物産協会（以下「協会」という。）は、涌谷町産業振興課に事務局を置いており、事業は、役場職員が協会職員と併任する形で運営されている。

イ 補助金事業の事務局を役場内（産業振興課）に置いていることについては、民間移譲を考慮し検討しながらも、現在に至っている。

ウ 協会規約は制定されているが、規約で制定するとされている部会設置規則が見当たらない。

エ 規約に規定されている特別会員、一般会員及び賛助会員の条件が明示されていない。

オ 協会文書は、事務局長止まりの決済となっており、会長及び副会長の決済がない。

カ 補助金申請や交付決定、額の確定等の起案文書において、協会文書と公文書が同じファイルに綴じられている。

キ 協会からの補助金申請に基づく役場からの交付決定通知の起案文書には、予算の裏付けや事業の内容及び目的が簡潔ながら明示されている。

ク 令和6年度の協会決算では、収入では年度途中で増額された町補助金3,000千円が計上されている一方、決算剰余金3,838千円が精算されないまま令和7年度予算の収入の繰越金（令和6年度からの繰越金）としてそのまま計上されている。

ケ 事業効果の評価としては、入込客数の測定を実施しているということだが、事業の実績報告には、数値等が明示されていない。

(3) 涌谷町防犯協会事業費補助金（総務課）

ア 涌谷町防犯協会会則によれば、涌谷町防犯協会は、犯罪のない社会を理想として町民の防犯思想を高揚するとともに、町内各支部で行う防犯活動の調整を図り、防犯協会の円滑な運営を促すことを目的とした任意団体である。

イ 役員等の人選について遠田地区防犯協会連合会会則によれば、涌谷町防犯協会会長である涌谷町長は、遠田警察署生活安全課に事務局を置く遠田地区防犯協会連合会の会長又は副会長に、美里町長と交代で就任している。

さらに、涌谷町防犯協会の各支部長等が美里町の役員等と同じく町及び遠田地区防犯協会の役員等を併任している。

以上のことから、防犯協会運営事業は、遠田警察署との連携や協力体制が特に重要な事業であることがわかる。

ウ 補助金申請や交付決定、額の確定等の起案文書において、協会文書と公文書が同じファイルに綴じられている。

エ 令和6年度の協会からの実績報告書中、収入支出決算書の予算総額は、変更後数字の540,000円が正しいことから、訂正すべきである。

オ 令和6年度町補助金補正増額分は240,000円であるが、決算剰余金は補正増額分に近い228,349円となっている。

8 監査の意見

(1) 涌谷町地域おこし協力隊活動費補助金（企画財政課）

ア 現時点での涌谷町地域おこし協力隊活動費補助金等交付要綱は、文言等を始めとして修正すべき点が散見されるので、改めて全体を点検し、更に適正な要綱となるように修正していただきたい。

イ 補助金実績報告の活動状況報告書については、任意の様式の報告書でよいとしているが、事業実施一覧表にとどまっているだけでなく、1. 目的に対する事業効果についての隊員自身の総括及び2. 今後の事業の在り方等についても、可能な限り記載していただきたい。

(2) 涌谷町観光物産協会補助金（産業振興課）

ア 役場内に事務局を置いていることについては、民間での運営を目指して検討を

続けてきたと思われるが実現できていない。現体制がベストであるとはいえないが、担い手の不足や後継組織の不在というのであればやむを得ない状況であり、当面は現状での継続が現実的と思われる。他町村のケースも参考にしながら新体制の実現を模索しつつ、引き続き地域活性化を図っていただきたい。

イ 部会設置規則は制定すべきであるし、特別会員等の条件も規約等で明示していただきたい。

ウ 協会文書は役場文書と区別してファイルし、決裁の基準も明示していただきたい。

エ 協会規約により、協会の会計年度が1月から12月までと定められているが、事業の開催時期及び準備等の特殊事情からこの会計年度の設定はやむを得ないと考えられる。しかし、本年度の決算剰余金があるのに精算せず、同額を次年度の当初予算に前年度繰越金として計上する方法は、補助金の額の適否を考慮せずに額の確定を行うこととなり、涌谷町補助金等規則第11条の趣旨に反することとなりかねないので、新年度予算の補助金を調整して計上し、剰余金の急増を避ける等、慎重な運営を心掛けていただきたい。

オ 補助金の実績報告書には、事業効果や成果のほか、入込客数の結果等もぜひ記載していただきたい。

(3) 涌谷町防犯協会補助金（総務課）

ア 協会文書は公文書と区別してファイルしていただきたい。

イ 令和6年度の町補助金増額補正分が決算剰余金に近い金額となっているが、決算見込みは慎重に精査していただきたい。

ウ 涌谷町防犯協会会則から、協会の事務局がなぜ役場内に設置されたのかは明示されていないが、涌谷町防犯協会の目的や活動内容、円滑な運営のための関係機関間の連絡調整等を考慮すれば、事務局設置場所として現時点で役場は適切な場所といえる。

(4) 町単独補助金等の目的と成果等、額の確定について

町単独補助金等の申請、決定等に関する事項や予算の執行についての基本事項は、涌谷町補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）に基づいて実施されているが、今回の監査で特に気になったことは、1. 補助金交付決定等起案文書作成時の起案理由と2. 補助金等の額の確定ルールについてである。

交付規則第5条（補助金等の交付決定）、第10条（実績報告）及び第11条（補助金等の額の確定等）等によれば、補助金等の交付決定や額の確定に係る起案文書には、起案理由として必要な事業の目的や期待される成果等が記載されるべきであるが、起案理由に記載がなかったり、記載があっても内容が不十分な文書が多々あり、その後ろに実施団体の事業計画や実績報告書が添付されている。補助事業の目

的や成果等は特に大切な事項であるので、添付書類の有無にかかわらず、起案理由として起案者がしっかりと記載すべきである。

また、交付規則第11条によれば額の確定は、「町長は、補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、・・・(中略)・・・補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し・・・(中略)・・・当該補助事業者等に通知するものとする。」と明記されているものの、例えば、収入支出の差額の剰余金が相当程度ある場合等の補助金返還額の計算方法等の具体例は一切示されていない。

涌谷町観光物産協会補助金及び涌谷町防犯協会補助金は、令和6年度交付決定額を補助金確定額とし、決算剰余金の同額を協会の次年度(令和7年度)収入予算に前年度繰越金として計上している。他の町単独補助金の額の確定についても関連することであるので、改めて額の確定におけるルールを策定すべきである。

町単独補助金については、町民の日常生活にかかせない大切な事業に係る支援が大半であり、多くの補助金について今後も可能な限り継続していくことが望まれる。ただし、限りある財源を工面しながら事業支援している現状を考慮すれば、補助金の交付決定理由や額の確定等に限らず、補助金交付事務全般について、不備をなくし、常に必要なルール改正を行っていく努力をすべきである。